

○東伊豆町教育委員会後援等に関する教育委員会要綱

令和4年1月24日
教育委員会要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種団体等が行う事業に対し、東伊豆町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う後援、協力、賛助(以下「後援等」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 後援等を行う事業は、[次の各号](#)のいずれにも該当するものとする。

- (1) 教育、学術、文化、スポーツ等の普及又は振興に寄与すると認められる事業
- (2) 営利を主たる目的としない事業
- (3) 政治的活動又は宗教的活動でない事業
- (4) 広く町民一般を対象とする事業
- (5) 暴力行為、迷惑行為等のおそれのない事業

(対象団体)

第3条 [前条](#)に規定する事業の後援等を行う場合の団体は、[次の各号](#)に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 学校教育及び社会教育の普及並びに振興に資すると認められる団体
 - (3) 公共的団体その他公共的活動を行う団体で、規約、事務局、役員、組織、活動内容等が整備されているもの
 - (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、特に教育長が適当と認めるもの
- 2 [前項](#)の規定にかかわらず、使用者が[東伊豆町暴力団排除条例\(平成23年東伊豆町条例第9号\)第2条第1号](#)に規定する暴力団又は[同条第3号](#)に規定する暴力団員等であるときは、後援等の対象としない。

(教育委員会の援助)

第4条 後援等を行うときは、原則として財政的援助、物的援助、人的援助その他直接事業に対する援助は行わない。ただし、教育長が特に必要と認める事業については、この限りでない。

(申請)

第5条 後援等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、東伊豆町教育委員会後援等申請書([様式第1号](#))に、事業内容が分かる書類を添えて、教育長に申請しなければならない。

(決定及び通知)

第6条 教育長は、[前条](#)の申請があったときは、当該申請にかかる内容を審査の上、承認又は不承認を決定し、後援等の承認を決定したのに対しては東伊豆町教育委員会後援等承認決定通知書([様式第2号](#))により、後援等の不承認を決定したのに対しては東伊豆町教育委員会後援等不承認決定通知書([様式第3号](#))により、申請者に通知するものとする。

(内容変更の届出及び取消し)

第7条 後援等の許可を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに教育長に届け出て、承認を受けなければならない。

2 [前項](#)に定める手続を怠り、若しくは内容に著しい変更がある場合、[第3条第2項](#)に該当する場合又は承認の内容に反する事項があった場合は、後援を取り消すことができる。

(報告書の提出)

第8条 後援等を受けた者は、当該事業終了後速やかに事業報告書([様式第4号](#))に事業内容が分かる書類を添えて、教育長に報告しなければならない。ただし、教育長が認めた場合は、この限りではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

[様式第1号\(第5条関係\)](#)

様式第1号(第5条関係)

東伊豆町教育委員会後援等申請書

年 月 日

東伊豆町教育長 様

申請者	所在地			
	団体名・代表者			
連絡先	住所			
	氏名		電話	

次のとおり、東伊豆町教育委員会の後援等名義使用の承認を受けたいので申請します。

後援等の種類	1 後援 2 協力 3 賛助 4 その他 ()
事業の名称	
開催場所	
事業開催日	
申請理由 (目的・内容・規模・範囲等)	
添付書類	事業内容が分かる書類 (事業計画書、収支予算書、広報チラシ等)
他の後援等団体	
その他	

[様式第2号\(第6条関係\)](#)

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東伊豆町教育長

東伊豆町教育委員会後援等承認決定通知書

年 月 日付けの後援等申請については、審査の結果、
後援・協力・賛助 の承認を決定しましたので、通知します。

なお、事業実施に当たっては、注意事項を遵守してください。

記

事業の名称	
実施日又は期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
実施場所	
備 考	
注意事項	<ol style="list-style-type: none">1 当該事業以外に名義等を使用しないでください。2 後援等の名義は「東伊豆町教育委員会」としてください。3 上記の事業を変更する場合は、速やかに変更を届け出て、承認を受けてください。手続きを怠り、又は著しい変更がある場合は、後援等を取り消すことがあります。4 広告物を屋外に掲示する場合は、施設等の各管理者の許可を受けてください。5 事業終了後、すみやかに事業報告書（様式第4号）を提出してください。6 原則として計画に基づく事業実施中に発生した問題、事故等の責任は主催者側に帰することとします。

[様式第3号\(第6条関係\)](#)

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東伊豆町教育長

東伊豆町教育委員会後援等不承認決定通知書

年 月 日付けの後援等申請については、審査の結果、
後援・協力・賛助 の不承認を決定しましたので、通知します。

なお、不承認の事由は次のとおりです。

記

事業の名称	
実施日又は期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
実施場所	
備 考	
不承認の事由	

[様式第4号\(第8条関係\)](#)

様式第4号（第8条関係）

事業報告書

年 月 日

東伊豆町教育長 様

申請者	所在地			
	団体名・代表者			
連絡先	住所			
	氏名		電話	

次のとおり、東伊豆町教育委員会の後援等名義使用について事業報告書を提出します。

後援等の種類	1 後援 2 協力 3 賛助 4 その他 ()
事業の名称	
開催場所	
事業開催日	
参加者数	
添付書類	事業内容が分かる書類 (実績報告書、収支決算書、記録写真等)
他の後援等団体	
その他	